

退学

1. 退学について

「任意に退学しようとする者は、理由を付し、保護者等と連署で願い出なければならない。」
(大学院学則第36条)

2. 退学手続について

(1) 申請方法

教育学研究科ホームページの「退学申請フォーム」から必要事項の入力および退学願（研究科指定書式※指導教員またはメンターの承認が必要）のアップロードを行ってください。

退学申請フォーム：教育学研究科ホームページ（在学生の方へ＞休学・留学＞退学）参照
<https://www.waseda.jp/fedu/gedu/students/abroad/>

※ 窓口や郵送での書類提出は、確認漏れの防止のため受け付けておりません。ご了承ください。

※ 申請日時は「全ての必要書類が不備なく揃った状態でフォームからの申請が完了した時刻のログ」に基づき判断します。「書類の不備」や「デバイス/ネットワークの不具合」等による遅延は認められないので、期日までに余裕を持って申請してください。

※ 必要書類のアップロードにおいては、スキャンなどで必要なデータを用意し、画像ファイル（拡張子が [.jpeg][.jpg][.gif][.png] のもの）または PDF（拡張子が [.pdf] のもの）にて提出してください。

※ 学生証は事務所窓口へ持参または記録の残る方法にて郵送してください。

(2) 結果通知

研究科運営委員会での承認後、「退学許可通知」をご本人および保護者等宛に送付します。

3. 退学願提出日と学費

本学学則で定められているとおり、当該学期の所定学費が納入済でなければ退学願を提出する（願い出により退学する）ことはできません。また、入学した年度の春学期中に退学する場合には、すでに納入された入学年度春学期分の学費は返金できません。

※ 1 学則第 59 条で「学年の途中で退学した者でも、その期の学費はこれを納めなければならない」

なお、退学願提出日によって以下のとおり学費の取り扱いが異なります。

【春学期期間中の申請】

申請日（退学願提出日）	4月1日～4月14日	4月15日～9月19日	9月20日
退学日	3月31日（※2）	退学願提出日または9月20日	9月20日
春学期分学費	免除	所定額	所定額
秋学期分学費	—	免除	免除

※2 当該年度に入学した学生の場合には、退学日＝退学願提出日となります。また、すでに納入された入学手續料（春学期分学費）は返還いたしません。

【秋学期期間中の申請】

申請日（退学願提出日）	9月21日～9月30日	10月1日～翌年3月30日	翌年3月31日
退学日	9月20日	退学願提出日または3月31日	3月31日
春学期分学費	所定額	所定額	所定額
秋学期分学費	免除	所定額	所定額

【注意】申請の時期によっては納入済の学費を1～2か月後に返金させていただく対応となります。

4. その他

- 退学する期の学費を納入済みで、右記の期間（4/15～9/19 または 10/1～3/30）に退学願を提出した方のうち、退学願提出日を退学日としたい方は事務所までお申し出ください。特にお申し出がない場合、退学日は、春学期→9/20、秋学期→3/31 となります。
- 日本学生支援機構奨学金受給者は、学生部奨学課で手続きを取ってください。
- Wasedaメールアドレスは、研究科運営委員会承認後より使用不可となります。ただし、学士課程卒業等により校友資格を得ている場合は、生涯アドレス（Waseda メールアドレス）の利用が可能です。
- 退学証明書は、研究科運営委員会承認後かつ退学日以降に発行可能です。

※博士後期課程の方※

- 研究指導の成績で3年以上「了」を取得しても、研究指導教員から終了したと認められない限り研究指導

終了にはならず、博士論文提出のための条件を満たしている扱いとなりません。

- 2012年度以降入学者で、研究指導を終了し退学する場合は、退学時に「指導教員（正）による博士論文研究指導報告書」を事務所に提出してください。
- 退学時に「進路報告用紙（博士後期課程者用）」を事務所に提出してください。
- 研究指導終了による退学の場合は、退学理由の記載は不要です。

◆◇お問い合わせ先

早稲田大学 教育・総合科学学術院事務所 学務係

〒169- 8050 東京都新宿区西早稲田 1 - 6 - 1

TEL: 03-3202-2379 FAX: 03-3202-2549 E-mail: kyouken@list.waseda.jp

退学後の在留資格「留学」の取扱いについて(重要)

退学後は、「留学」の在留資格の有効期間が残っていても、その資格のまま滞在し続けることはできません。(退学直後より引き続き日本で学生となる場合を除く)

離籍日より 14 日以内に出入国在留管理局に「所属(活動)機関に関する届出(離脱)」をおこなってください。また遡及退学等により、14日を過ぎてしまった場合も、速やかに入管への届け出を行ってください。

「所属(活動)機関に関する届出」の手続き詳細:

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

(早稲田大学の法人番号は「5011105000953」です。)

この届出に加え、以下の手続きを必ずおこなってください。

<日本出国の場合>

日本に在留し続ける正当な理由がなければ速やかに出国する必要があります。

出国の際は、空港で在留カードを返納してください。

退学後、正当な理由なく在留を続けると在留資格取消しの対象となりますので注意してください。 (「出入国管理及び難民認定法 第四章第二節第二十二條の四 六項」より)。

<在留を続ける正当な理由がある場合>

1. 引き続き日本の教育機関に入学する場合

退学直後より引き続き次の学期に日本の学校に入学する場合は、在留資格「留学」が期限まで有効となりますが、退学後 14 日以内に「所属(活動)機関に関する届出(離脱)」をおこない、入学後 14 日以内に「所属(活動)機関に関する届出(移籍)」をおこなう必要があります。ただし学期途中で退学し、次の学期まで間が空く場合は一度帰国し、COE 申請をおこなってください。

2. 就職など、他の活動をする場合

適切な在留資格への変更手続きが必要です。「留学」の在留資格では滞在できません。変更手続きについては新しい所属機関または出入国在留管理局にご相談ください。

！注意！

退学後、学籍がない状態のときに、資格外活動(アルバイト)をすることはできません。

※不法滞在・不法就労という状態に陥らないためにも、不明な点がある場合や特別な事情がある場合は一人で判断することは避け、本学留学センターまたは出入国在留管理局に必ず相談をしてください。

◆ 早稲田大学留学センター

TEL:03-3203-9806 / Email:cie-zairyu@list.waseda.jp

IMPORTANT

Regarding your “Student” Status of Residence after withdrawal

Even if the period of stay for your "Student" status of residence is still valid after withdrawal, you cannot continue to stay in Japan with a “Student” status (except in cases where you will continue to be enrolled as a student in Japan right after the withdrawal).

You are obliged to submit “Notification of the Accepting Organization (left the organization)” to the Immigration Bureau within 14 days of withdrawal. Even if more than 14 days had passed due to a case such as retroactive withdrawal, you will still need to submit the notification to the Immigration Bureau as soon as possible.

Procedure Details: https://www.isa.go.jp/en/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html
(The Corporate Number of Waseda university is “5011105000953.”)

In addition to the above, be sure to follow the procedures below:

To leave the country:

You need to leave Japan immediately after preparing to return your home unless you have legitimate grounds for residing in Japan.

Return your residence card at the airport upon departure.

To reside in Japan with legitimate grounds:

1. If you continue to be enrolled as a student at different educational institution in Japan from the following semester right after withdrawal, your status of residence will be valid until its expiration. But you must notify the Immigration Services Bureau of the changes (not only “left the organization” but also “transfer”) within 14 days from the date of each change. If you withdraw from the university in the beginning or middle of a semester and there is a gap until the next semester, please return to your country and apply for a COE.
2. If you will engage in other activities including working, you will be required to apply for change of your status of residence. “Student” will no longer be applicable. Contact your new affiliated organization or the Immigration Services Bureau for inquiry.

NOTE:

You are not allowed to do any part-time jobs while you are not affiliated to any school after withdrawal.

*To ensure that you do not end up becoming an illegal immigrant or illegal worker, you are strongly advised that you avoid making solo decisions on any matters that you are unsure of or that you have any special reasons for. Please consult with the Center for International Education or the Immigration Services Bureau for advice.

◆ Center for International Education, Waseda University
TEL : 03-3203-9806 / Email: cie-zairyu@list.waseda.jp